

電子提供措置の開始日 2026年5月28日

株主各位

第77回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

西川ゴム工業株式会社

目次

1. 事業報告

主要な事業内容	1 頁
主要な事業所および工場	1 頁
従業員の状況	2 頁
主要な借入先	3 頁
会社の新株予約権等に関する事項	3 頁
社外役員に関する事項	3 頁
会計監査人の状況	5 頁
会社の体制および方針	6 頁
株式会社の支配に関する基本方針	13 頁
剰余金の配当等の決定に関する方針	18 頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	19 頁
連結注記表	20 頁

3. 計算書類

株主資本等変動計算書	31 頁
個別注記表	32 頁

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

1. 事業報告

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、自動車用部品および一般産業資材の製造販売であります。

事業内容	主 要 製 品
自動車用部品	ドアシール、ドリップシール、トランクシール、グラスランチャンネル、ドアオープニングトリム、ドアホールシール等
一般産業資材	住宅用外壁目地材、マンホール用ジョイントシール材、スキンケア製品等

主要な事業所および工場（2026年3月31日現在）

① 当社

本 社	広島県広島市西区三篠町二丁目2番8号
営 業 所	宇都宮営業所 栃木県 浜松営業所 静岡県 大阪営業所 大阪府 東京営業所 東京都 名古屋営業所 愛知県 広島営業所 広島県
支 店	欧州支店 英国・ウォリックシャー州
工 場	安佐工場 広島県 白木工場 広島県 吉田工場 広島県 三原工場 広島県

(注) 2025年5月6日をもって、横浜営業所は東京都に移動し、東京営業所に名称変更いたしました。

② 子会社

名 称	本社所在地
西川物産株式会社	広島県
株式会社西川ビッグオーシャン	広島県
株式会社西川ゴム山口	山口県
株式会社西和物流	広島県
西川デザインテクノ株式会社	広島県
ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.	米国・デラウェア州
ニシカワ・クーパー LLC	米国・デラウェア州
ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.	タイ・ナコンラチャシマ県
上海西川密封件有限公司	中国・上海市
広州西川密封件有限公司	中国・広州市
西川橡胶（上海）有限公司	中国・上海市
湖北西川密封系統有限公司	中国・湖北省
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.	メキシコ・グアナファト州
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州

従業員の状況（2026年3月31日現在）

事業区分	従業員数
日 本 事 業	1,994名
北 米 事 業	2,571名
東 ア ジ ア 事 業	781名
東 南 ア ジ ア 事 業	948名
合 計	6,294名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

主要な借入先（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社広島銀行	6,250 百万円
株式会社山口銀行	3,300 百万円
株式会社みずほ銀行	2,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,000 百万円
株式会社三井住友銀行	2,000 百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,300 百万円

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

地位	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等委員)	大迫 唯志	株式会社広島銀行	社外取締役 (監査等委員)	当社は株式会社広島銀行が主要な借入先となっていますが、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
取締役 (監査等委員)	藏田 修	広島総合公認会計士共同事務所 広島総合税理士法人	代表 代表社員	当社と広島総合公認会計士共同事務所、広島総合税理士法人との間に重要な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	岩崎 玲子	アークランズ株式会社 株式会社For SDGs ニチアス株式会社	社外取締役 (監査等委員) 代表取締役 社外取締役	当社とアークランズ株式会社、株式会社For SDGsおよびニチアス株式会社との間に重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	大迫 唯志	当事業年度開催の取締役会 95% (18回/19回) 当事業年度開催の監査等委員会 100% (15回/15回)	主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本 順一	当事業年度開催の取締役会 100% (19回/19回) 当事業年度開催の監査等委員会 100% (15回/15回)	主に出身分野である製造業の経験・見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	藏田 修	当事業年度開催の取締役会 100% (19回/19回) 当事業年度開催の監査等委員会 100% (15回/15回)	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩崎 玲子	当事業年度開催の取締役会 100% (15回/15回) 当事業年度開催の監査等委員会 100% (10回/10回)	主に人材育成および組織開発の見地から、適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	大迫 唯志	弁護士としての専門的見地から監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会においてガバナンス、リスク管理およびコンプライアンスの強化に寄与する法的な指摘を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本 順一	自動車業界出身者としての経歴を通じて培った経験・見地から、監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会においてガバナンス、リスク管理およびコンプライアンスの強化に寄与する全般的な指摘を行っております。
取締役 (監査等委員)	藏田 修	公認会計士および税理士としての専門的見地から監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会においてガバナンス、リスク管理およびコンプライアンスの強化に寄与する会計税務面での指摘を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩崎 玲子	人材開発コンサルティング企業の経営者としての経験・見地から、監査等委員会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会において、人材育成および組織開発の観点を踏まえ、ガバナンスおよびリスク管理体制の強化に資する指摘を行っております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	81百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 海外連結子会社9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査等を受けております。
4. 上記のほか、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が46百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社取締役および使用人、当社子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i 「西川ゴムグループ基本行動指針」を作成し、当社グループ役職員に周知徹底する。
- ii “コンプライアンス推進規則”を定め、グループコンプライアンス委員会を設置する。グループコンプライアンス委員会はコンプライアンス推進に関わる課題・対応策を審議する。
- iii 当社グループ役職員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- iv “内部通報基準”を定め、当社グループの役職員が、当社または外部弁護士事務所へ直接通報を行うことができるコンプライアンス通報・相談窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。なお、通報者保護の観点から以下の対応を行う。
 - a) 通報者への不利益な取り扱いや通報者の探索行為が行われないように、適切な手立てを講じる。
 - b) 寄せられた情報に対しては、迅速かつ適切に対処する。
 - c) 寄せられた情報への対処結果について、適切に通報者にフィードバックする。
 - d) 内部通報の記録・情報は、厳重に管理する。
- v 当社監査等委員会は、取締役の職務執行について、監査の方針を定め、当該方針に基づく監査を行う。
- vi 当社内部監査室は、“内部監査基準”に基づき、当社および当社国内外関係会社の内部監査を実施する。

② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社取締役会の議事録を作成し保存するとともに、文書管理について“文書管理規則”を定め、稟議書等、当社取締役の職務の執行および決裁に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、各担当部門において適切に保存し、管理する。

また、“秘密情報管理規則”に文書の廃棄手続を定めるとともに、“情報セキュリティ基準”に各文書に対するアクセス権管理に関する手続を定め、情報漏洩防止の徹底に努める。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について“リスクマネジメント規則”を定め、同規則におけるリスクカテゴリーごとの担当部門により、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。また、リスクカテゴリーごとの担当部門が各リスクに対する対応を事前に立案することにより、リスクが顕在化した場合に損害が最小限となるよう努める。
- ii 当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントに関わる課題・対応策を審議する。
- iii 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定する。
- iv 当社は、“クライシスマネジメント規則”を定め、重大な危機または危機に発展するおそれのある事象が発生した場合が顕在化した場合には、迅速かつ適切な対応を行う組織（リスク小委員会、危機対応チームまたは危機対策本部）を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備する。

④ 当社取締役および当社子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社は社是、経営理念、基本行動指針を基軸にグループ中長期計画および年度の経営計画を策定し、これに基づき、各本部において目標達成のために活動する。また、当社代表取締役社長は、“方針管理基準”に基づき、経営計画が当初の予定どおりに進捗しているか定期的に診断を行う。
- ii 当社は、取締役会の傘下に社長執行役員を議長とする経営執行会議を設置し、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進する。
- iii 当社取締役会は、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。ただし、取締役会は、定款または取締役会決議に基づき「重要な業務執行の決定」の全部または一部を監査等委員でない取締役もしくは経営執行会議に委任することにより、業務執行の機動性向上を図る。
- iv 当社取締役および使用人の日常の職務遂行に際しては、“業務分掌・職務権限基準”に基づき、“職制規則”に定められた各組織単位における職位の分掌業務の範囲ならびに職務執行に必要な職務権限と責任を定め、業務を組織的かつ効率的に遂行する。

- v 当社子会社においては、子会社各社において必要な規定の整備を進めるとともに、当社は各社の主体性を重んじつつ、“グループ会社管理基準”を定め、課題に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i 当社グループのコーポレートガバナンスの維持強化および連結経営目標達成を目的として、当社が定める“グループ会社管理基準”に基づき、グループ各社が相互に実施・協力すべき内容を明確にし、当社の適切な監督と管理の下でグループ各社が自主的に企業経営を実現し、適切な管理を実行する。
- ii 当社が定める“会議基準”に基づき、定期的に会議を招集・開催し、グループ各社の意思疎通を図り、経営上の諸検討事項の協議を行うものとする。

⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社が定める“グループ会社管理基準”に基づき、当社子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社子会社は危機または危機に発展するおそれのある事象が発生した場合が顕在化した場合、“クライシスマネジメント規則”に基づき、親会社に速やかに報告を行うものとする。

⑦ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- i 当社監査等委員会は、必要に応じて職務を補助する使用人を内部監査室に置くことができる。
- ii 当社監査等委員会は、監査の環境整備や内部監査室の職員に関して、監査等委員でない取締役に対して体制の整備を要請できる。

⑧ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人の当社監査等委員でない取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室の職員は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けない。

また、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、業務執行者からの独立性と、監査等委員会の職務を補助する内部監査室の職員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

⑨ 当社取締役（監査等委員である取締役除く。）および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員でない取締役は、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（または監査等委員会が選定する監査等委員）へ必要な情報を報告するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

⑩ 当社子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査等委員会に報告するための体制

- i 子会社役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ii 子会社役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実については、これを発見次第、直ちに当社のコンプライアンス推進室に報告を行い、当社コンプライアンス推進室は速やかに当社監査等委員会へ報告を行う。なお、子会社役職員が重大な法令違反等を発見した場合は、当社監査等委員に対して直接報告できるものとする。
- iii 当社内部監査室、コンプライアンス推進室およびリスク管理担当部門は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状について、定期的に当社監査等委員全員へ報告を行う。
- iv 当社コンプライアンス推進室は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員全員に対して報告する。

⑪ 親会社の監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査等委員へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑫ **当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- i 当社は、当社監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ii 当社監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を当社監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- iii 当社は、当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑬ **その他の当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るとともに、当社監査等委員会が決定する「監査計画書」に基づき、当社代表取締役と定期的会合をもち、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、当社代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

⑭ **財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社は、取締役会で決議した“財務報告に係る内部統制実施規則”に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの整備・運用を行うとともにその有効性を継続的に評価する。

⑮ **反社会的勢力排除に向けた体制**

暴力団・総会屋などの反社会的活動・暴力・不当な要求などをする人物および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し的確に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正の確保に努めてまいりましたが、過年度において棚卸資産に関する会計処理の誤りが判明したことを踏まえ、当社および子会社において再発防止策を講じ、全社を挙げて適切な内部統制の整備・運用を図っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社の「社是」「経営理念」「西川ゴムグループ基本行動指針」を基軸としたコンプライアンス経営を推進するため、当社コンプライアンス体制、コンプライアンス通報・相談窓口等について解説を加えた“コンプライアンスハンドブック”を作成し、これを全役職員に配付・教育することで同内容について周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス推進に関わる課題・対応策を審議する場であるグループコンプライアンス委員会を当期は計12回開催するとともに、当社グループ役職員のコンプライアンス意識の醸成を図るための施策としてコンプライアンス研修会を計2回開催するとともに、月に1回程度「コンプライアンス通信」を発行することで近年の法令改正動向等についても周知を図りました。

② 損失の危険の管理に関する取り組み

当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、毎月1回、グループ全体のリスクマネジメントに関わる課題・対応策を審議しております。

また当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定し、災害発生時の対応要領を定めております。

加えて当社は、新たに制定した“クライシスマネジメント規則”に基づき、重大な危機の発生に備えた対応体制を整備するとともに、当社グループにおける報告ルートを構築し、当社を中心とした横断的な対応体制を整備しております。また、規則の理解向上に係る研修やシミュレーション訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行に関する取り組み

当社は“方針管理基準”に基づき、当社代表取締役社長が経営目標の進捗状況を定期的に診断する場を設けており、当期は計2回実施いたしました。

また、当社取締役会は、当期は取締役会を計19回開催しており、“取締役会規則”に定められた事項を協議・決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社国内グループ各社間の意思疎通を図り、経営上の諸検討事項の協議を行うため、当社取締役と国内関係会社責任者を構成員とする会議を計4回開催いたしました。また、当社グループ各社の情報交換や、共通課題・重要課題等についての情報共有を図るため、当社取締役および国内外関係会社責任者が出席する会議を計4回開催いたしました。当社グループはこれらの会議を通じ、「西川ゴムグループとしての最適連結経営」を実行しております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み

当社代表取締役社長と当社監査等委員会は定期的会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、相互認識を深めるよう努めております。

また、コンプライアンス、リスク管理等の現状については、グループコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に常勤監査等委員が出席することで報告がなされております。

加えて内部監査の状況については、当社内部監査室より代表取締役社長および監査等委員会へ定期的な報告がなされております。

なお、当期においては監査等委員会を15回開催しております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、「正道 和 独創 安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉、世界の進運に寄与しうるものでなければならぬと考えます。また、当社は、お客様第一に徹し、品質・技術の西川ゴムと社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「たくましい企業」「存在感のある企業」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。現在ある当社を支え形成する有形無形の諸々の財産が当社の企業価値の源泉と認識しておりますし、それらの財産の上に当社の将来が在ると確信しております。当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の企業価値の源泉を理解し、それに立脚した上でさらなる企業成長を目指す必要があると考えます。従いまして、当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是、経営理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならぬ」と考え、これを基本方針として決定しております。

当社は、上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定はいたしません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付を強行するといった動きが一部に見受けられます。こうした大規模な株式の買付の中には、その目的等から見て、発行会社の企業価値および株主共同の利益を毀損しかねない行為も少なからず存在します。

そのような当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する虞のある株式等の大規模買付者は、基本方針に照らし、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え、このような者による大規模買付に対しましては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる取り組みとして以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、前記(1)の基本方針に沿うものと考えております。

① 2030年グローバル中長期経営計画

複雑に変化した経営環境に、グローバルでフレキシブルに対応すると同時に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を取り入れ、SDGsやESGなどのサステナブル経営との融合性を高めて、当社の企業価値向上と持続可能な社会に貢献すべく、新たに『2030年グローバル中長期経営計画』を策定しております。加えて、事業戦略・資本政策・ガバナンスの透明性を最大限に高め、PBR 1倍以上の早期達成と持続的な企業価値向上を推進する基盤を固めるため、2025年2月に追補版を策定いたしました。この計画の中で、KGI（重要目標達成指標）として、2031年3月期までに連結売上高1,300億円、連結営業利益130億円、連結営業利益率10%、ROE（自己資本利益率）9%、ROIC（投下資本利益率）8%、また自己資本比率を55%まで圧縮することを目指しております。

② コーポレートガバナンスについて

当社は、社是および経営理念“己の立てる所を深く掘れ そこに必ず泉あらん”を基本に、社会の一員として法令、社会規範、企業ルールの遵守はもとより、企業本来の事業領域を通じて社会に貢献するに留まらず、時代とともに変化する経済・環境・社会問題等にバランスよくアプローチすることで、株主をはじめとするステークホルダーの要求、期待、信頼に応える高い倫理観のある誠実な企業活動を行い、これを役員・従業員一人ひとりが追求し実践することにより、持続的に企業の存在価値を高めていくことをコーポレートガバナンスの基本としております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの強化によって常に効率的で健全な経営を行い、必要な施策を適宜実行することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な増大を図るための重要な課題であると認識しております。そうした取り組みの一環として当社は、独立社外取締役の選任や、指名・報酬に関する諮問委員会を設置する等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。加えて当社は、2017年6月27日開催の第68回定時株主総会にて監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監査・監督機能をより強化するとともに、取締役会が重要な業務執行の一部等の決定を取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督の分離を進め、経営に関する意思決定の迅速化に努めております。

当社は、前記の取り組み等を通じて株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2011年6月28日開催の第62回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を導入し、直近では2023年6月29日開催の第74回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

① 本プランの目的

当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご正確に判断していただくことを第一の目的とし、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的といたします。

② 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます）であります。

③ 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過し、当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様にご開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものであります。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、後記のような対抗措置は原則講じません。

ii 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

⑤ 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続

i 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会を設置することといたします。

ii 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとし、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容およびその発動の是非について、当社取締役会に対して勧告を行うものいたします。

iii 株主意思の確認手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様判断いただくこともできるものとします。また、独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものいたします。

⑥ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、第74回定時株主総会終結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までといたします。

(4) 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討することで、当社の支配者として相応しい者か否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。従いまして、本プランは基本方針に十分沿うものと判断いたします。

② 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

③ 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としており、さらに大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するため、独立委員会のシステムを導入しております。以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断しております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当および自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

また当社は、最適な自己資本比率を55%と定め、連結の株主資本配当率（DOE）を年間8%程度として安定的な利益還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき92円とさせていただくことを2026年6月25日に開催される第77回定時株主総会にお諮りする予定です。既に実施いたしました中間配当金と合わせ、年間としては1株につき183円となります。

自己株式、剰余金の処分等については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,364	3,555	60,396	△773	66,543
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,833		△6,833
親会社株主に帰属 する当期純利益			10,960		10,960
自己株式の取得				△7,404	△7,404
自己株式の処分		59		16	76
自己株式の消却		△87	△6,446	6,534	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		△28	△2,319	△853	△3,201
当 期 末 残 高	3,364	3,527	58,077	△1,627	63,342

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	10,302	9,584	1,505	21,392	3,785	91,721
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△6,833
親会社株主に帰属 する当期純利益						10,960
自己株式の取得						△7,404
自己株式の処分						76
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,676	472	1,005	3,155	656	3,811
当 期 変 動 額 合 計	1,676	472	1,005	3,155	656	610
当 期 末 残 高	11,979	10,057	2,510	24,547	4,442	92,332

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社 …………… 西川物産(株)、(株)西川ビッグオーシャン、(株)西川ゴム山口、(株)西和物流、西川デザインテクノ(株)、ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.、ニシカワ・クーパー LLC、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.、上海西川密封件有限公司、広州西川密封件有限公司、西川橡胶(上海)有限公司、湖北西川密封系統有限公司、ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.、PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 1社 …… エイエルピー・ニシカワ・カンパニー PVT.Ltd.

持分法非適用の関連会社 2社 … 豊不動産(株)他 1社

持分法非適用関連会社については、当期純損益および利益剰余金等の額のうち、持分に見合う額の合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.、ニシカワ・クーパー LLC、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.、上海西川密封件有限公司、広州西川密封件有限公司、西川橡胶(上海)有限公司、湖北西川密封系統有限公司、ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.、PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシアの9社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券 …… その他有価証券

市場価格のない株式等以外の

もの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産 …… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

i 製品・原材料・仕掛品

主として総平均法

ii 貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 当社、国内連結子会社および一部の在外連結子会社は定率法を、その他の在 (リース資産を除く) 外連結子会社は定額法を採用しております。

また、当社および国内連結子会社は取得価額が10万円以上20万円未満の少額
減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～9年

② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、当社および国内連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、
社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準及び米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、それぞれIFRS第16号「リース」又は米国会計基準ASU第2016-02号「リース」を適用しており、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に係る過去の貸倒実績率に基づく回収不能見込額および貸倒懸念債権等の特定の債権に係る個別の回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員賞与の支払に備えるため、翌連結会計年度中に支給することが見込まれる賞与総額のうち、当連結会計年度帰属分を引当計上しております。
- ③ 製品保証引当金 …… 当社は、製品の品質保証期間内でのクレームによる保証支出に備えるため、過去の実績と当連結会計年度の発生状況を考慮した支出見込額を引当計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 …… 役員退職慰労金の支払に備えるため、国内連結子会社の役員について内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の …… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間帰属方法 …… 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の …… 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存費用処理方法 …… 勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生
の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における …… 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直
簡便法の採用 …… 近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた
簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時については、以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社および連結子会社は、自動車メーカー、住宅メーカー等を主な得意先としており、自動車用部品(ゴム・樹脂シール製品)および内外装製品等の製造販売を行っております。

当社および連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、自動車用部品ならびに建築・土木・化粧品等の一般産業資材を製造販売しております。当社グループの報告セグメントを、取り扱う製品・サービス別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	北米	東アジア	東南アジア	
自動車用部品	49,515	47,642	8,913	11,952	118,023
一般産業資材	4,114	—	—	—	4,114
合計	53,630	47,642	8,913	11,952	122,138

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	16,796
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,363

(2) 契約資産及び契約負債の残高

当社および連結子会社の契約資産および契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V. (以下、「NSM」という。)の製造および販売については、受注車種の増産効果により増収を達成しました。一方、収益面においては、製造原価低減を目的に拠点間連携の改善チームを立ち上げ、大幅な原価低減を実現したものの、原材料等の資材価格高騰の影響を受け、NSMの営業損益は黒字化には至らなかったため、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を上回っていたため、減損損失は認識しておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
NSMの固定資産の帳簿価額	2,288	2,237

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

NSMは国際財務報告基準を適用しており、資金生成単位に減損の兆候があると判断される場合には、減損テストを実施しております。

減損テストの結果、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定しております。

当社は、減損テストに当たり、外部の専門家を利用して見積った処分コスト控除後の公正価値を、回収可能価額として採用しております。この公正価値の見積りにについては、評価手法の選択についての高度な専門知識が必要となり、回収可能価額の前提である公正価値の見積りに重要な影響を与えております。

そのため、回収可能価額である処分コスト控除後の公正価値が下落した場合には、翌連結会計年度においてNSMの固定資産について減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金 3,123百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 717百万円

長期借入金 2,005百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 110,803百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 和解金

当社は、米国反トラスト法違反に関連して一部の顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化による費用増加や経営に与える影響などを勘案した結果、和解金として7.7百万米ドル(1,180百万円)を当該顧客へ支払いました。

2. 過年度法人税等

当社は、国に対する法人税更正処分等の取消訴訟の判決が確定したことを受け、「過年度法人税等」を計上しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 37,000,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,534	183	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	3,299	91	2025年 9月30日	2025年 12月19日

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,335	92	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理基準」に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。また、借入金の使途は運転資金（主として短期借入金）および設備投資資金（長期借入金）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券 そ の 他 有 価 証 券	24,990	24,990	—
資 産 計	24,990	24,990	—
(1) 短 期 借 入 金	(14,956)	(14,956)	—
(2) 長 期 借 入 金	(9,223)	(8,895)	△327
負 債 計	(24,180)	(23,852)	△327

(*) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額 2,743百万円）は、(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券				
株	22,880	—	—	22,880
その他	—	10	—	10
資産計	22,880	10	—	22,890

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券				
その他	—	2,100	—	2,100
資産計	—	2,100	—	2,100
短期借入金	—	9,597	—	9,597
長期借入金	—	8,895	—	8,895
負債計	—	18,493	—	18,493

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

投資有価証券は主として、上場株式等であり、上場株式は相場価格を用いて評価しております。なお、これらの上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している有価証券(その他有価証券の「その他」)は、主として合同運用指定金銭信託であり、現金及び預金と同様の性格を有するものと判断しており、取得原価にて計上しております。

これらの運用商品は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

短期借入金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,424円20銭
2. 1株当たり当期純利益(期中平均株式数による)	293円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	3,364	3,661	28	3,689	690	50,646	51,336	△773	57,616
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△6,833	△6,833		△6,833
当 期 純 利 益						10,127	10,127		10,127
固定資産圧縮積立金の取崩									—
別途積立金の取崩									—
自己株式の取得								△7,404	△7,404
自己株式の処分			59	59				16	76
自己株式の消却			△87	△87		△6,446	△6,446	6,534	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△28	△28	—	△3,152	△3,152	△853	△4,034
当 期 末 残 高	3,364	3,661	—	3,661	690	48,184	48,184	△1,627	53,582

(注) その他利益剰余金の内訳

	評価・換算差額等			純資産合計		固定資産圧縮積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計								
当 期 首 残 高	8,748	8,748	66,365		220	200	41,186	9,039	50,646	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当			△6,833					△6,833	△6,833	
当 期 純 利 益			10,127					10,127	10,127	
固定資産圧縮積立金の取崩			—		△6			6	—	
別途積立金の取崩			—				△10,000	10,000	—	
自己株式の取得			△7,404							
自己株式の処分			76							
自己株式の消却			—					△6,446	△6,446	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,179	2,179	2,179							
当期変動額合計	2,179	2,179	△1,854		△6	—	△10,000	6,854	△3,152	
当 期 末 残 高	10,928	10,928	64,511		213	200	31,186	15,893	48,184	

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・仕掛品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 4～9年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に係る過去の貸倒実績率に基づく回収不能見込額および貸倒懸念債権等の特定の債権に係る個別の回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支払に備えるため、翌期中に支給することが見込まれる賞与総額のうち、当期帰属分を引当計上しております。
- 製品保証引当金 …………… 製品の品質保証期間内でのクレームによる保証支出に備えるため、過去の実績と当期の発生状況を考慮した支出見込額を引当計上しております。
- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社は、自動車メーカー、住宅メーカー等を主な得意先としており、自動車用部品(ゴム・樹脂シール製品)および内外装製品等の製造販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で認識しております。

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

貸付金及び債務保証損失の評価

(1) ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、メキシコ合衆国所在の子会社(間接所有による議決権比率100%)ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V. (以下、「NSM」という。)に対して貸付および金融機関からの借入に対する債務保証を以下のとおり行っております。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
NSMに対する関係会社長期貸付金	2,796	2,879
NSMの金融機関からの借入に対する債務保証	4,485	4,796
貸倒引当金	1,512	1,655

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別の回収不能見込額を計上しております。これによる当事業年度の貸倒引当金繰入額は143百万円となります。

また、債務保証による損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失の発生可能性が高い場合、損失見積額を債務保証損失引当金として計上することとなります。

NSMにおいては継続的に損益がマイナスとなっているものの、中国子会社から生産改善チームを送り、現場を巻き込んだ改善が業績改善に結びついていることに加え、増資を行ったことにより財政状態は改善が進んでいます。

当社はNSMに対する関係会社貸付金の回収不能見込額として、NSMの債務超過額、財政状態および経営成績を踏まえ貸倒引当金を計上しております。

NSMの業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、貸付金の回収可能性及び債務保証の履行の可能性の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 49,511百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	4,201百万円
〃 短期金銭債務	1,453百万円
3. 保証債務
関係会社の金融機関からの借入債務などに対し、保証を行っております。

ニシカワ・クーパー LLC	1,893百万円
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.	4,796百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	4,596百万円
仕入高	10,908百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,891百万円
2. 和解金
当社は、米国反トラスト法違反に関連して一部の顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化による費用増加や経営に与える影響などを勘案した結果、和解金として7.7百万米ドル(1,180百万円)を当該顧客へ支払いました。
3. 過年度法人税等
当社は、国に対する法人税更正処分等の取消訴訟の判決が確定したことを受け、「過年度法人税等」を計上しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	1,363,360	2,400,875	3,019,274	744,961

(変動事由の概要)

株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬における無償取得による増加 875株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 2,400,000株

株式数の減少の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会を通じた株式付与による減少 7,500株

取締役に対する譲渡制限付株式付与による減少 21,000株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 2,990,774株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認等であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は△1,842百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、年金資産の増加等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ニシカワ・クーパー LLC	間接所有 60% (被所有) 0%	役員の兼任	債務保証 (注1,2) 保証料の受取	1,893 39	未収入金	89
子会社	ニシカワ・シーリング・ システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.	間接所有 100% (被所有) 0%	役員の兼任	債務保証 (注1,2) 資金の貸付 (注3) 利息の受取 保証料の受取	4,796 717 67 13	関係会社 長期貸付金 (注4) 未収入金	2,879 51
子会社	ニシカワ・オブ・ アメリカ, Inc.	直接所有 100% (被所有) 0%	役員の兼任	利息の受取 増資の引受	33 3,805	未収入金 関係会社 株式	9 7,414

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 金融機関からの借入などに対して、当社が保証を行っているものであります。
 2. 債務保証にあたっては、市場金利を勘案し、保証料率を合理的に決定しております。
 3. 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
 4. 関係会社への長期貸付金に対し、合計1,655百万円の貸倒引当金を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,779円38銭
 2. 1株当たり当期純利益(期中平均株式数による) 271円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。